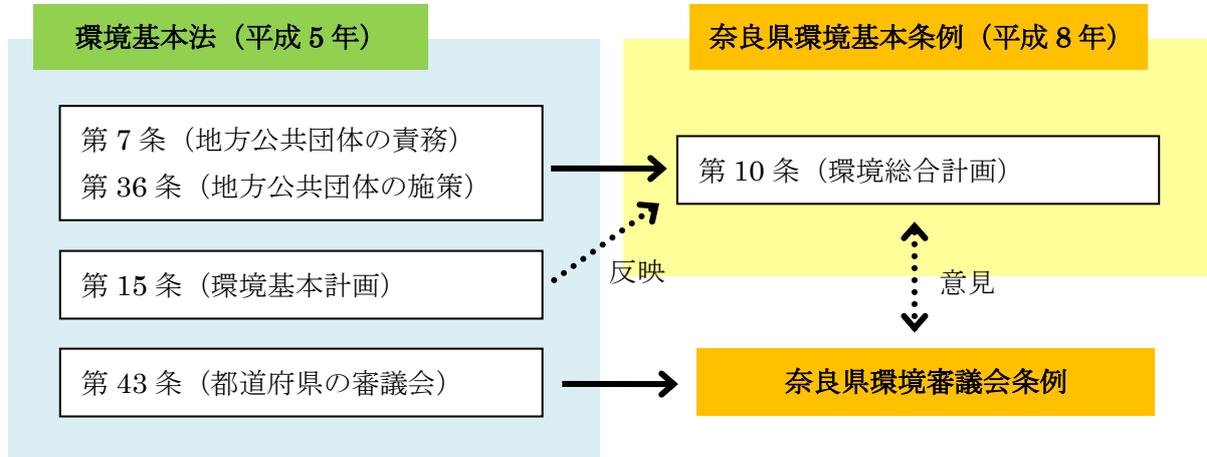


新奈良県環境総合計画改定の経緯について

(1) 法的根拠



(2) 奈良県環境総合計画の改定経緯

年度	国 (環境省)	奈良県
1993 (H5)	「環境基本法」制定	
1994 (H6)	第一次環境基本計画 (閣議決定)	
1996 (H8)		「奈良県環境基本条例」制定 奈良県環境総合計画 (～平成 17 年度)
1997 (H9)	京都議定書採択 (COP3)	
2000 (H12)	第二次環境基本計画 (閣議決定)	
2005 (H17)	京都議定書発効 (2008-2012 に 1990 比△6%)	次期「奈良県環境総合計画」検討 (環境審議会議題：7/26、11/22)
2006 (H18)	第三次環境基本計画 (閣議決定)	次期「奈良県環境総合計画」(諮問・答申：2/16) 新奈良県環境総合計画 (～平成 27 年度)
2009 (H21)	鳩山スピーチ (2020 までに 1990 比△25%)	
2010 (H22)		新奈良県環境総合計画 (中間見直し) ※環境審議会：4 回開催 ※環境計画検討部会：6 回開催 ※パブリックコメント (2/28～3/25)
2011 (H23)	東日本大震災及び原発事故⇒国のエネルギー政策等見直し	
2012 (H24)	第四次環境基本計画 (閣議決定)	※国の政策が不確定のため、策定作業を中断
2013 (H25)	地球温暖化対策推進本部 (温対法第 10 条) ※本部長：内閣総理大臣 (2020 までに 2005 比△3.8%) (1990 比+3.1%) COP19 で表明	「新奈良県環境総合計画」見直し

➤ 環境基本法（平成 5 年 11 月）

第 7 条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 36 条（地方公共団体の施策）

地方公共団体は、第 5 節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

第 43 条（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

➤ 奈良県環境基本条例（平成 8 年 12 月）

第 10 条（環境総合計画）

知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、奈良県環境総合計画(以下「環境総合計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

➤ 奈良県環境審議会条例（昭和 46 年 7 月→平 6 改称→平 11 全改）

第 1 条（設置）

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。